

令和5年9月13日  
日本貸金業協会

**「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び  
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）  
並びに「貸金業者の広告に関する細則」（案）の意見募集について**

日本貸金業協会では、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下「自主規制基本規則」といいます。）及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「社内規則策定細則」といいます。）の一部改正（案）を取りまとめるとともに、新設する「貸金業者の広告に関する細則」（以下「広告細則」といいます。）を策定いたしましたので、公表し、意見を募集します。

なお、「自主規制基本規則」及び各細則については当協会の業務規程であり、貸金業法第33条第1項に基づき金融庁の認可を受けることになります。

改正等の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正等概要

今般、協会では、インターネット広告に関する規定の明確化等の観点から、現行の「広告審査に係る審査基準」について見直しを行い、新たに「貸金業者の広告に関する細則」を策定することとしました。

また、「自主規制基本規則」及び「社内規則策定細則」について、「広告細則」新設に伴う改正を行うとともに、条文の校正等を行うことで文意の明確化や判読化を図ることを目的とした規定の見直しを行います。

2. 「自主規制基本規則」、「社内規則策定細則」及び「広告細則」の主な改正内容等

[\(別紙\)【新旧対照表】「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」一部改正（案）](#)

[\(別紙\)【新旧対照表】「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」](#)

[一部改正（案）](#)

[\(別紙\)「貸金業者の広告に関する細則」（案）](#)

3. 「自主規制基本規則」及び「細則」の施行

施行については、協会機関決定を経て、金融庁の認可後に適用を開始します。

#### 4. ご意見等の募集要領

改正案についてのご意見等は、**令和5年9月26日（火）17時00分（必着）**までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

#### <ご意見等の送付先>

##### 郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F  
日本貸金業協会 会員業務部 宛

##### e-mail又はFAXの場合

e-mail:[iken@j-fsa.jp](mailto:iken@j-fsa.jp)

F A X : 03-5739-3027

#### <お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 宮川・林  
電話番号：03-5739-3014